

風しん予防接種費用の助成について

妊娠早期に風しんに感染すると、生まれてくるお子さんが「先天性風しん症候群」に罹患する可能性が高いため、関ヶ原町では、妊娠を希望している女性、妊婦（風しん抗体価が低い方）と合わせて、夫または同居者を対象に、風しんの予防接種費用の助成を行います。

◎風しんとは

風しんウイルスの飛沫感染によって起こります。潜伏期間は、2～3週間です。軽いかぜ症状ではじまり、発疹、発熱、後頸部のリンパ節の腫れなどが主症状です。大人になってからかかると重症化することがあります。妊婦さんが妊娠早期にかかると、先天性風しん症候群と呼ばれる病気により、心臓病、白内障、聴力障がいなどの障がいを持った子どもが生まれる可能性が高くなります。

1.【助成対象者】

予防接種実施日において、町内に住所を有し、風しん罹患及び風しんワクチン接種歴がない方（不明を含む）のうち、次のいずれかに該当する方。

- ① 妊娠を希望する女性及びその夫または同居者
- ② 妊婦※の夫または同居者

※抗体検査において抗体価が基準値（HI 法抗体価 16 倍又は同程度）以下であると確認できた者または医師から十分な抗体価がないと診断された妊婦に限る

2.【実施期間】

年間（4月1日～3月31日）

3.【対象ワクチン】

風しん単抗原ワクチン又は麻しん風しん混合ワクチン

4.【助成額】全額助成（不破郡内委託医療機関以外で接種の方（償還払い方式）は上限があります）

5.【接種方法及び費用】

不破郡内委託医療機関で接種される方

不破郡内の委託医療機関にて各自予約をし、接種を受けてください。その際、予防接種費用を支払う必要はありません。予診票は関ヶ原町こどもみらい課にありますので、取りにお越しください。

<不破郡内の委託医療機関>

関ヶ原町：医療機関			
浅野医院	4 3 - 0 0 1 7	国保関ヶ原診療所	4 3 - 1 1 2 2
関ヶ原クリニック	4 3 - 2 9 9 9		

＊垂井町：医療機関＊			
多賀内科医院	２２－０１０７	不破医院	２２－０１２６
博愛会病院	２３－１２５１	不破ノ関病院	２２－０４１１
はくあい内科クリニック	２４－１２６５	安田医院	２２－３１５３
古井医院	２２－００３１	やまざきキッズクリニック	２３－０５７７
古川医院	２２－０８１１	和田内科胃腸科	２３－２８２８

＊不破郡内委託医療機関以外で接種される方（償還払い方式）＊

不破郡内委託医療機関以外で接種される方は、各自予約をし、医療機関の予診票を使用し、接種を受けてください。その際、予防接種費用は、各医療機関の定める接種料金を窓口でお支払いいただき、接種後、関ヶ原町に助成金の申請を行ってください。後日、指定の銀行口座にお振り込みいたします。（償還払い方式の場合、助成金額の上限があります）

（助成金の申請に必要なもの）

- ・風しんワクチンの予防接種を接種した証明となるものの写し
- ・風しんワクチンの予防接種に係る領収書の写し
- ・妊婦の夫の場合、母子健康手帳の子の保護者欄の記載のあるものの写し
- ・印鑑、助成金の振込先口座番号

【女性への注意事項】

- ・現在妊娠している方、またはその可能性がある方は、風しん予防接種を受けられません。
- ・風しん予防接種後２か月間は、妊娠を避ける必要があります。

【予防接種の副反応について】

発熱や注射部位の発赤、はれ、しこりなどの局部反応、じんましん、リンパ節の腫れ、関節痛、熱性けいれんなどがあります。また、ごくまれにアナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、脳炎、けいれんなどの副反応が生じる可能性があります。予防接種を受けた後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

【健康被害救済制度について】

＊不破郡内委託医療機関で接種した場合

障がいを残すなどの健康被害が生じた場合は、関ヶ原町予防接種事故災害補償規程に基づく健康被害救済制度が受けられます。

＊不破郡内委託医療機関以外で接種した場合

障がいを残すなどの健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく健康被害救済制度が受けられます。